

新型コロナウイルス関連情報（日本入国時の検査証明書の簡素化）

【ポイント】

- 入国時に必要な出国前72時間以内の検査証明書の様式（厚生労働省所定のフォーマット）が改訂されました。
- 旧様式の証明書も有効です。

【本文】

- 入国時に必要な出国前72時間以内の検査証明書の様式（厚生労働省所定のフォーマット）が改訂されました。今回の改訂では、旧様式から7つの項目（（1）パスポート番号、（2）国籍、（3）性別、（4）結果判明日、（5）医療機関の住所、（6）医師名、（7）医療機関陰影）が削減となり、簡素化されました。
- なお、旧様式で作成された検査証明書も有効です。また、旧様式で上記の7つの項目の記載のない場合も有効です。

以下のリンクを御参照ください。

《厚生労働省HP》

【検査証明新様式（日英）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>

【水際対策】 出国前検査証明書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

【検査証明書について（Q&A）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

【FAQ for Confirmation of Certificate of testing for COVID-19】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000905811.pdf>

【日本入国時に必要な検査証明書の要件（検体、検査方法、検査時間）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825143.pdf>

【Requirements for Certificate of Testing for Entering Japan】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825144.pdf>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3ヶ月以上滞在）の届出、又はたびレジ（3ヶ月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。